

福島県半導体関連産業協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「福島県半導体関連産業協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県内の半導体関連企業及び当該産業への参入に意欲的な企業、大学等の研究教育機関、行政機関が連携してネットワークを形成し、取引の促進、新製品新技術の開発、人材育成等により、半導体関連産業(半導体材料、半導体デバイス、半導体製造装置(部品及び部材を含む)及び半導体応用製品等に関する産業をいう。)の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福島県における半導体関連産業の振興に資する事業
- (2) 福島県内の経済の活性化に資する事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福島県内に事業所を有する半導体関連産業に属する企業、団体又は個人
- (2) 福島県内に事業所を有する半導体関連産業に参入しようとする企業、団体又は個人
- (3) 前2号に該当する企業を支援する福島県内の団体又は個人
- (4) 福島県内の大学等研究教育機関及び研究者
- (5) 福島県内の行政機関

3 賛助会員は、前項に該当しない者で、協議会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

(入退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 企業又は団体たる会員にあっては、企業又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する一人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。
- 4 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(役員)

第7条 協議会には、次の役員を置く。

理事 20名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選任)

第8条 理事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、2人を限度として、正会員以外の者を理事に選任することができる。

- 2 総会が招集されるまでの間において、理事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得てこれを行うことができる。この場合においては、当該理事会後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により定める。

(職務)

第9条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

- 2 会長は、協議会を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故ある時又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(特別顧問及び顧問)

第10条 協議会に、特別顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問および顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 特別顧問および顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 第7条第3項の規定は、特別顧問及び顧問について準用する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第12条 総会は、正会員を持って構成する。

- 2 総会は、この規約に別に定めるもののほか、会務の運営方針等、重要な事項を審議決定する。

- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- 5 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(理事会)

第13条 理事会は、理事及び顧問を持って構成する。

- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について審議決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議運営)

第14条 総会及び理事会は、会長が招集する。

- 2 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会及び理事会は、構成員の過半数の出席を持って成立する。
- 4 総会及び理事会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(規約の変更)

第15条 この規約は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(部会)

第16条 協議会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会を設けることができる。

- 2 部会は、協議会が目的とする事項について、調査、研究、又は審議する。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(評議会)

第17条 協議会は、活動の実効性を評価するため、評議会を設けることができる。

- 2 評議会は、協議会の活動の実効性等について審議し、会長に意見を述べることができる。
- 3 評議会の組織及び運営について必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第18条 協議会の事務を処理するため、福島県商工労働部地域経済領域産業創出グループに事務局を置く。

2 事務局長は、福島県商工労働部地域経済領域産業創出グループ参事とする。

(実施細則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成19年3月28日から施行する。

2 協議会設立当初の総会は、設立総会を以てこれに代えるものとする。

3 協議会設立当初の役員は、第8条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とする。

4 協議会設立当初の特別顧問及び顧問は、第10条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とする。